

人と猫とが共に 住みよいまちづくりをめざして



大田区保健所

猫に関する苦情が数多く寄せられています

ふん尿で家の周りを
汚されて臭い

夜中の鳴き声が
うるさい

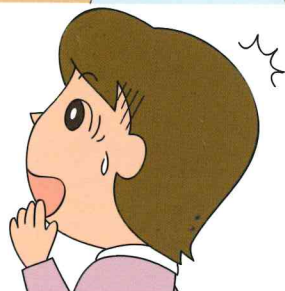
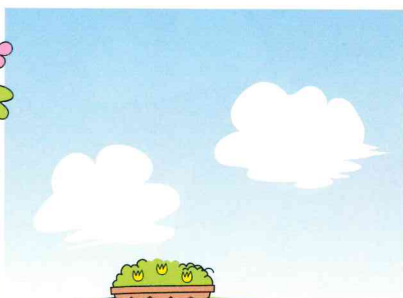
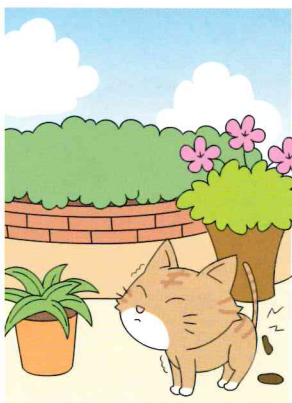
近所にのら猫が
増えて困っている

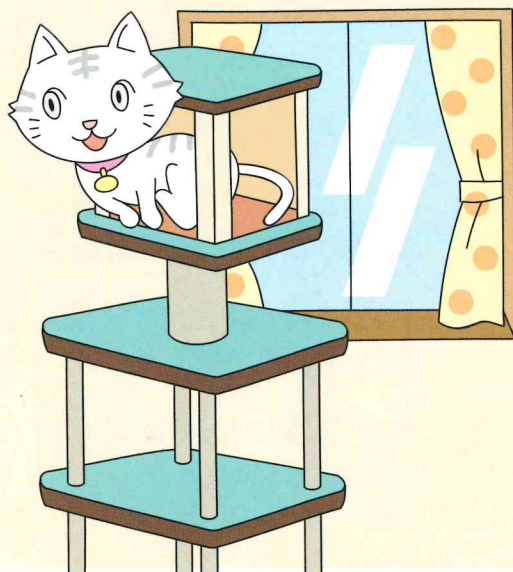
まちで見かける飼い主のいない猫（のら猫）たちは、もともと飼われていた猫が迷子になったり、心ない飼い主に捨てられた猫から繁殖したことなどが原因と言われています。

去勢不妊手術をしないまま無責任にえさやりをするとさらに増えてしまい、ふん尿の悪臭などにより、一層、周辺環境が悪化してしまいます。

猫は法律により愛護動物とされており、遺棄することやみだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられています。

猫は長く人間と関わりながら暮らしてきた動物です。単に排除するのではなく、根本的な原因に目を向け、命あるものとして問題を解決していきましょう。





猫の飼い主の方へ 飼い猫は室内で、責任をもって終生飼いましょう

戸外は交通事故や感染症、虐待事件など多くの危険にさらされ、ふん尿などによる近隣トラブルの原因にもなります。猫は室内でもストレスをためず健康に飼うことができます。

1 猫の習性を理解し、上下運動できるなど飼育環境を工夫しましょう。

2 食器やトイレは常に清潔を保ちましょう。

3 去勢不妊手術を受けさせましょう。

猫にとっても発情期のストレスなどがなくなり、一年中穏やかに暮らすことができます。

4 飼い主の連絡先がわかる迷子札などを装着しましょう。

災害時や迷子になってしまった場合でも早い発見につながります。確実な個体識別方法として猫の体内にマイクロチップを埋め込む方法もあります。マイクロチップの埋め込みについては、動物病院にご相談ください。



不幸な猫を増やさないために

1 周辺環境や住民に配慮してえさやりの理解を得られるよう努力し、苦情には誠実かつ冷静に対応しましょう。

2 えさは迷惑のかからない場所を選び、決まった時間に、食べ残しのないように与えましょう。

3 えさは置いたままにせず、食べ終わるまで待って、すぐに片付けましょう。

置きえさは、不衛生だけでなく、カラスやネズミなどを寄せつける原因にもなります。

4 積極的に周辺のふん尿の始末をし、トイレを設置して、こまめに清掃しましょう。

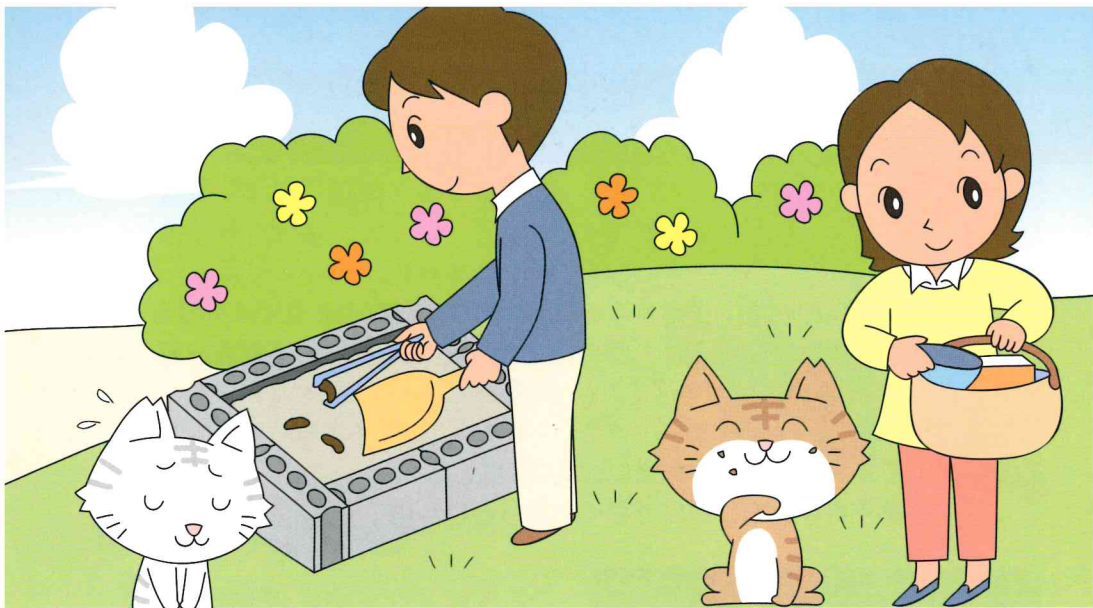
トイレは、雨を防げる、人の出入りが少なく猫が落ち着ける場所に置く(つくる)などして工夫してください。



5 去勢不妊手術を必ず受けさせましょう。

区では去勢不妊手術費用の一部を助成しています。詳しくは、保健所生活衛生課へお問い合わせください。

6 人になついている、室内飼育に適応できるなどの場合、新しい飼い主に譲渡できれば、猫にとっても幸せです。



去勢不妊手術を行うことにより一代限りとなります。猫の数が徐々に減っていき、ふん尿などによる被害も少なくなっていきます。

適切な管理により、周辺住民とのトラブルを防止することができます。

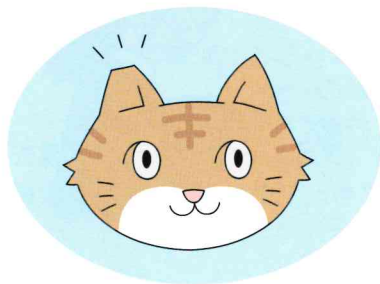
そのためには、良き理解者と協力者を得ることも大切です。

●去勢不妊手術済みの目印

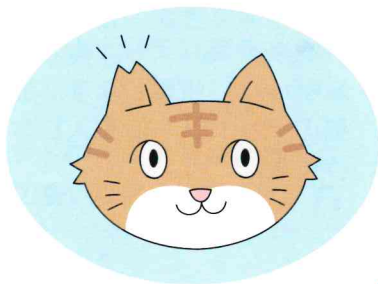
飼い主のいない猫の耳先を手術時に少しカットして手術済の目印とすることが広く行われています（耳糸や耳ピアスなどの場合もあります）。

このような目印をつけることで、再度の去勢不妊手術を防ぐことや周辺住民に対して、この猫が繁殖する原因にならないことを認識してもらうことができます。

水平耳カット



V字耳カット

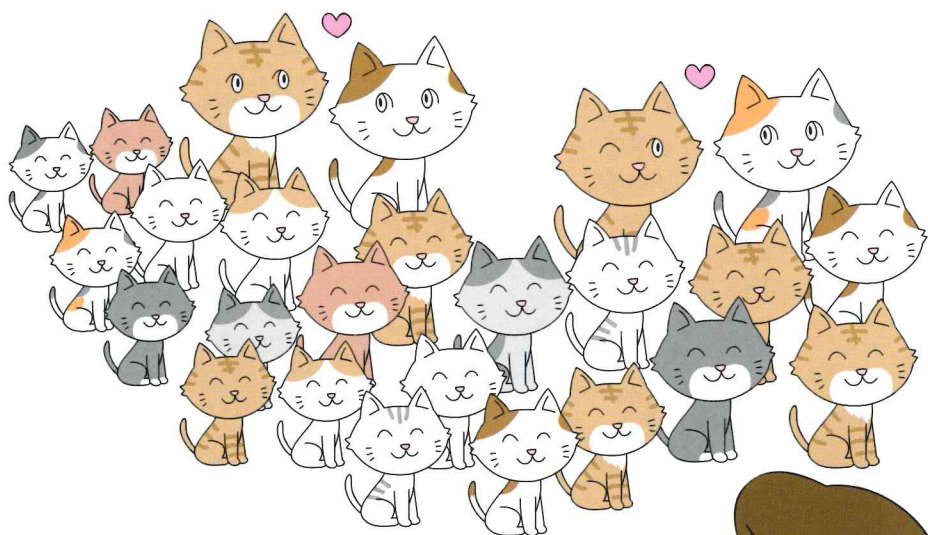


猫の生態・習性

1 高い繁殖能力

猫は交尾の刺激で排卵するので、一回の交尾でほぼ 100% 妊娠します。妊娠期間は約 2 ヶ月、1 回の出産で平均 3～6 匹の子猫を産み、1 年に 2～3 回の出産が可能です。

1 匹のメス猫から 1 年後には約 20 匹に！
去勢不妊手術をしないでおくとあっという間に増えてしまいます。



2 テリトリー（なわばり）を持つ

ほかの猫がテリトリーに侵入すると、威嚇したり攻撃します。猫自身もほかの猫のテリトリーに侵入しないように行動します。

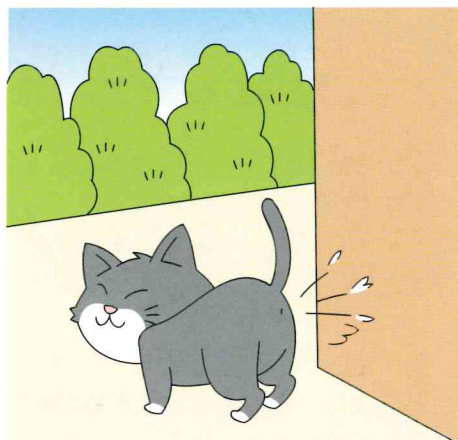


3 マーキング(尿スプレー)

猫にはマーキングといって自分のなわばりに臭いをつける習性があります。

リラックスしているときや発情期のアピール、ストレスや不安を感じたときなどに行います。

マーキングの臭いは、特有の強い臭いがあります。



4 さかり(発情期)

繁殖期になるとオスもメスも独特の鳴き声でアピールします。

オスは、不妊していないメスのフェロモンに惹かれて集まります。



5 夜行性

昼間は寝ていることも多く、夜になると活発に活動します。

6 トイレ

やわらかい土や砂地を好んでする傾向が強く、食事の後、少し離れた決まった場所で排泄する習性があります。

飼い主のいない猫(のら猫)であっても、この習性を利用し、トイレを設置して管理することで周辺への被害を減らすことができます。

去勢不妊手術を行うことで、繁殖をコントロールできるだけでなく、発情期の独特の鳴き声やマーキング時の尿の臭いなども低減できます。

「地域猫」活動とは 広く地域で猫と共生していくために

猫の被害で迷惑を受けている人や動物を苦手としている人の立場も尊重し、地域住民が主体となってボランティア・行政などと協力し、その地域で合意したルールに基づいて適切に猫を管理して、人と猫とが共生する地域づくりをめざすという考え方に基づいた活動です。

飼い主のいない猫によるトラブルや被害を軽減し、周辺環境を改善していくことにより、猫が好きな人も迷惑と感じている人にとっても共通の利益を見出すことができます。



ボランティアさんへお願い ～活動を地域に広げましょう～

一部のボランティアの方々に、去勢不妊手術やふん尿の管理を行い活動している場合があります。しかし、せっかくの善意による活動が地域に理解されずに困っているケースも見受けられます。

取り組みの手順（例）

ステップ 1 地域の状況把握

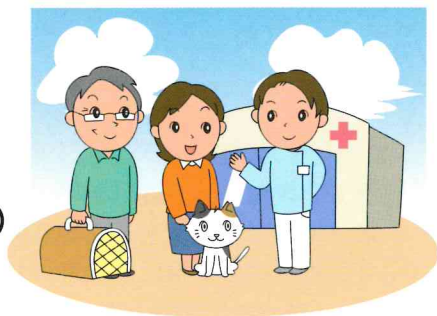
ステップ 2 合意形成（話し合い）

ステップ 3 具体的活動の実施

地域住人が主体となり、ボランティアの協力を得ながら

- 去勢不妊手術の実施
- 衛生的なえさの管理
- 猫用トイレの設置、管理
- 周辺の清掃

ステップ 4 地域の皆さまへのお知らせ（活動報告）



▶▶▶ 地域で力を合わせて取り組むことで…

●地域住人の中でのえさやりのトラブルや猫によるふん尿などによる被害が少なくなります！

●地域の皆さまの目配りで、捨て猫や虐待を防ぎ、地域のコミュニケーションが豊かになります！



飼い主のいない猫の問題を解決していくためには、地域の方々の理解が大切です。地域の方々に猫にまつわるトラブルを少なくする活動であることを丁寧に説明し、活動を地域に広げましょう！

えさをやらなければ猫はいなくなる？

「えさやりを禁止するべきだ」というご意見も寄せられています。

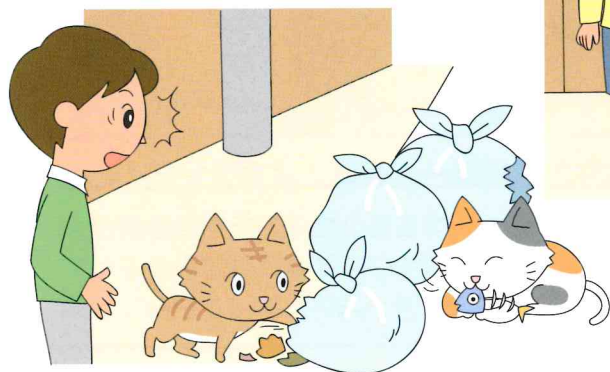
えさやりがなくなれば、飼い主のいない猫(のら猫)はいなくなるのでしょうか？

お腹をすかせた猫たちは、集積場でごみをあさったり、屋内に侵入するなどして必死に食べものを探し、かえって被害が拡大してしまうかもしれません。また「えさやり禁止」により近隣の方々に見つからないように隠れてえさをやるようになってしまうと、地域の皆さままで対策について話し合う機会すらなくなってしまうかもしれません。えさやりを禁止するだけでは、問題は解決できず、得策とは言えないのです。

地域のさまざまな立場の関係者で話し合い、地域のルールを定めて、猫を今以上に増えないようにし、被害を減らす対策をとることが大切です。

- 地域内の飼い猫の適切な飼育
- 飼い主のいない猫(のら猫)の去勢不妊手術の実施
- えさやり、ふん尿の始末(トイレの設置・管理)ルールの確立

このような対策を継続していくことで、飼い主のいない猫(のら猫)による被害やトラブルは減少していき、問題は解決に向かうと考えられています。



猫の侵入を防ぐ対策です あくまで予防策・軽減策です

実施にあたっては幼児やペットに十分に注意を払ってください。いろいろな方法がありますが、効果は猫によって個体差があります。慣れてしまうと効果が薄れてしまう場合もあります。一度だけでなく、ある程度の期間、繰り返し行う、対策を替えるなどして根気よく試してみてください。

また、費用をかけても必ずしも十分な効果が期待できるとはかぎりません。

猫は、人気のない静かな場所を好みます。庭などにあまり使用していない物置や雨風が防げる場所があると侵入されやすくなるので、そのような場所に対策をすることも必要です。

1 猫の嫌う臭いによる対策

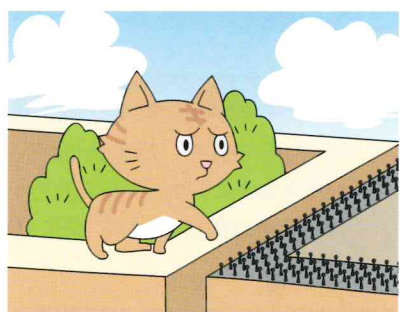
市販の忌避剤、食用酢、木酢液、みかん等柑橘系の皮や果汁、どくだみ茶の茶殻、にんにく、唐辛子などを散布したり、穴を開けたペットボトル等に入れ、臭いが拡散するようにして猫の通り道に置く。また、香りの強いハーブ類の植物を植えたり、鉢植えやハーブの香料を置く。



2 障害物による対策

猫の通り道を板や金網等でふさぐ、砂利・石・市販のゴム製とげ付きマットなどを敷く(猫を傷つけないようにしてください)。

水を撒いて濡らしておく。



3 音による対策

超音波発生装置などを設置する。

おわりに

この小冊子は、さまざまな立場の方々が、飼い主のいない猫(のら猫)の問題について理解を深めていただくための一助となるよう作成したものです。

人と猫とがともに住みよいまちづくりを目指して、さまざまな立場の方々が一緒にまちの問題として取り組んでいけるよう、区でも地域と関わりながら解決に向けて支援していきます。

動物に関する法律について



愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

5年以下の懲役または
500万円以下の罰金



愛護動物をみだりに虐待した者

1年以下の懲役または
100万円以下の罰金



愛護動物を遺棄した者

1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

法令、基準等の詳細は環境省や東京都のホームページをご覧ください

動物愛護管理法、動物愛護管理基本指針、動物の適正な取扱い等に関する基準等
住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン(環境省ホームページ)

東京都動物愛護管理条例、東京都動物愛護管理推進計画(東京都福祉保健局ホームページ)

大田区保健所生活衛生課

〒143-0015 大田区大森西一丁目12番1号 大森地域庁舎

TEL 03-5764-0670 FAX 03-5764-0711

協力：東京都獣医師会大田支部